「事務局論点整理(素案)速やかに対応すべき事項について」 に対するGCP研究班の合意事項

第3回「治験のあり方検討会」配布資料事務局論点整理(素案)+研究班の意見

A. 速やかに対応すべき事項について

○制度に関する事項

①医師主導治験の実施を困難なものとしている医師の作業量負担及び医療機関の経済的負担の軽減

指	摘	改善の方向性(案)	研究班の意見
	1 国内未承認で欧米既承認の医薬品の個人輸入等によるマーケットからの調達を許容し、その際、治験薬GMP準拠を求めないようにすべきではないか。GMPと同様にGLPについても医師に求めるのは困難である。	造業者)から直接または国内法人を通じて入手する場	導治験と同時並行して医師主導治験が行われる場合に は治験薬を企業から提供してもらえるよう努める.
		が未び加兵の唯体	関して、治験薬提供者との間で文書等により、明確な取り決め等を行うこと。」

2 国内未承認で欧米既承認の医薬品を個人輸入で調達した場合、たとえばFDAの公開毒性試験成績で毒性試験等の実施が終了しているものと判断すべきではないか。あるいは、非臨床試験等の成績は企業からの提供が必要ではないか。	その資料としてはFDA等(米英独仏4カ国の審査承認機関)で承認時に使用された毒性試験等のまとめ(日本語訳)あるいは添付文書(日本語訳)でさしつかえないものとしてはどうか。また、既承認薬の効能追加の場合、治験薬提供者からの情報提供の協力を求めるか添付文書でも可としてはどうか。	
	(GCP第15条の3 毒性試験等の実施)	
3 国内未承認で欧米既承認の場合、欧米市販品の添付 文書で治験薬概要書の代用とみなすべきではないか。	国内未承認で欧米既承認の場合、欧米市販品の添付 文書(日本語訳が必要)で治験薬概要書の代用とみな してはどうか。ただし、治験薬概要書は治験実施計画書 の投与量等の合理的根拠を理解し、それを遵守するた めの情報を提供するものであることから必要に応じて資 料の追加を求めることとしてはどうか。 (GCP第15条の5 治験薬概要書)	
4 モニタリングと監査を同一医療機関の者が行う場合、との部署であればよいか明確にすべきではないか。		厚労省あるいはQA研究会が医療機関のスタッフに対し

付文書の使用を認めてはどうか。		米国の添付文書は記載が詳細であり、海外の添付文書も文献の一つとみなすことができる。 改善の方向性案どおりでよい。
	(GCP第26条の2 治験薬の管理)	
	整することになっており、多施設共同治験を想定していないわけではないが、現行GCP上、多施設共同治験を行うにあたり手続き上、煩雑である点については改正してはどうか。	現在も施設ごとではなく連名による提出を認めている. 年単位におよぶ届出の遅れのある場合はともかく, 短 期間の遅れについては副作用報告のシリアルナンバー は同一でよいとする. これに関しては厚労省と総合機構 とで実務のすりあわせが必要 将来は医師主導治験におけるsponsor, chief investigator, principal investigatorの関係を明確にする 必要があろう.
	(GCP第26条の4 多施設共同治験)	
である。海外で標準薬として確立している医薬品については、治験薬概要書あるいは添付文書の改定の情報で十分ではないか。あるいは当該医師が実施している治験で発生する有害事象以外のものを医薬品医療機器総合機構に報告することは不要とするなどEU並としてはどうか。EU(Clinical Trial Directive)では、実施している臨床試験の中で発生した有害事象で未知、重篤なもののみを報告している。副作用報告について、企業主導の治験とは異なるルールの設定も必要ではないか	えるが、治験薬提供者と治験責任医師から副作用報告の重複がみられる場合については治験責任医師の報告を軽減する等の検討をすべきではないか。国内既承認薬の効能効果の追加については、当該医師が実施している治験において発生した副作用であって、未知、重篤な副作用および、治験薬概要書あるいは添付文書の改定を要する情報のみでさしつかえないものとしてはどうか。国内未承認で海外既承認の医薬品の治験については、未知、重篤な副作用および、治験薬概要書あるいは添付文書の改定を要する情報のみでさしつかえないものとしてはどうか。	国内でも既に承認されている薬の効能追加治験の場合について検討した。 (1)既承認の適応症下の使用に関しては安全性情報のシステムは確立されている. 従って, 既承認の適応症下の使用に関しては添付文書の改訂等の報告を受けることでよいのではないか. (2)新規適応症については, その適応症特有の副作用の存在もあり得る. 従って, 実施している治験の中で発生した有害事象で未知、重篤なものについては報告することとしてよいのではないか. 医師主導治験に限らず治験中の副作用報告に関する現状は97年の新GCP制定時には想定できなかったことであり, 速やかな現実的な対応が必要である.シグナルを検出するためにはある程度質の高い情報に限定することも必要である.
	(副作用情報等 GCP第26条の6)	

	書のあり方を抜本的に考えなおす必要があるのではないか。治験の質を保証できる範囲で、欧米の臨床研究	医師主導治験は最終的に企業による承認申請が前提であることから、セントラルモニタリングを許容してはどうか(ただし、モニタリングは抽出によるOn-site モニタリングとの組み合わせで行う)。	法も他の方法により十分にモニタリングを実施すること
		(GCP第26条の7 モニタリングの実施)	
10	もので許容し申請資料に用いる場合は別途作成すべきではないか。	3ガイドラインへの準拠が必要であるが、その作成者に	「自ら治験を実施した者」の監督下で作成されたものであれば外部委託も可とする. 分量は企業主導治験の場合程大部でなくても要件を満たしていればよしとし、要件については通知に明記する方向で検討してはどうか. 今後, 治験推進協議会が講習会を開催することも一案である. 薬学系の講習会のみならず, 医学系の学会との議論も必要である.
		(総括報告書 GCP第26条の11)	
11	事務処理の負担が大きいが、CROやSMOに委託すると委託費が高額であり、誰が負担するのか。	添付文書の活用、必須文書の見直しにより事務処理を 減らしてはどうか。	複数の必須文書を一つにまとめる方向で検討してはどうか JCOG(Japan Clinical Oncology Group)でも必須文書の 雛形を作成しており,有料で提供される予定.これの利 用も一案である.

外部機関(例 CRO)にモニタリングを依頼した場合の 経費は膨大であるので、委託を考えるのであれば相当 額の予算措置が必要である。		8に記載
	必須文書の種類を減らすのではなく、簡素化できる余地 があれば軽減する方向で検討してはどうか。	11に記載.

②治験の透明性を確保するための利益相反に関する考え方の明確化

第10号「治験の費用に関する事項を記載した文書」 は、利益相反問題を十分に考慮した内容に改訂すべき	利益相反についての考え方を追加してはどうか。	利益相反は今年度の検討課題の一つ.
ではないか。		
	(GCP第15条の7 実施医療機関の長への文書の事前提出等)	

③ 国際化、高度先進医療への対応、国際共同治験への参加のためのGCPの見直し等

1 国際化、高度先進医療に対応するためのGCPの見直 しが必要ではないか。	医師主導治験における軽減化の検討にあわせて企業 治験においても軽減が可能か検討してはどうか。	
約、セントラルIRB)や海外規制当局との連携が必要で	り、治験参加医師との直接契約は日本の医療機関のあり方とも関連することから適当ではないと考える。	
3 副作用情報の資料が膨大であることから(1)必要な情	未知、重篤なものは速やかに報告するものとし、それ以外については、ラインリストとするか臓器別に集計したものを3ヶ月に一度報告する等検討することとしてはどうか。	副作用情報のあり方は今年度の検討課題の一つ.

④治験外の適応外使用時に生じた有害事象情報の治験医師への提供

治験外で適応外使用中に生じた有害事象の情報を、医師主導治験に直接フィードバックするルートが欠落しているので、制度を整えるべきではないか。	